

事務連絡
令和2年5月15日

各

都道府県
指定都市
中核市

 特別定額給付金担当課（室） 御中

総務省自治行政局地域政策課
特別定額給付金室

施設入所等児童等、措置入所等障害者・高齢者に係る
特別定額給付金関係事務処理に関する自治体向けQ&Aについて

特別定額給付金事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

施設入所等児童等に係る特別定額給付金（以下「給付金」という。）関係事務については、「施設入所等児童等に係る特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月27日付け総務省自治行政局特別定額給付金室事務連絡）により、措置入所等障害者・高齢者に係る給付金関係事務については、「虐待等により施設等に入所措置が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について」（令和2年4月27日付け総務省自治行政局特別定額給付金室事務連絡）によることとしているところです。

今般、別紙のとおり、施設入所等児童等、措置入所等障害者・高齢者に係る給付金関係事務処理に関する自治体向けQ&Aを取りまとめましたので御連絡いたします。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知について特段の御配慮を御願いたします。

本事務連絡の趣旨については、厚生労働省の関係部局から、各都道府県、指定都市及び中核市の児童福祉、障害福祉及び高齢者福祉担当課室に対して、追って御連絡する予定であることを申し添えます。

施設入所等児童等、措置入所等障害者・高齢者に係る
特別定額給付金関係事務処理に関する自治体向けQ & Aについて

令和2年5月15日版
総務省自治行政局地域政策課特別定額給付金室

問1：入所措置が採られていないが、各市町村において虐待等で認定した障害者及び高齢者については、施設に契約している場合なども対象になるのか。

(答)

- 4月27日付け事務連絡において示した定義に限らず、例えば契約による入所や入居の場合等についても、虐待事案等で把握しており、措置入所等障害者・高齢者と同視すべき事情等があると判断した場合には、各地方公共団体の判断により柔軟に対応されたい。
- なお、今回の事務処理に関する養護者等からの問い合わせについては、給付金担当部署と虐待等対応部署と連携して行うことで円滑な対応ができるものとする。

問2：該当者のリストを作成する際に、本人の同意なく情報を収集し関係部署に情報提供してよいのか。

(答)

- 本事務の目的に照らし、必要な情報であると認められる場合には、本人の同意がなくても目的外収集にあたらぬと考える。
- 本事務の実施に必要と認められる範囲内で関係機関、関係部署と必要に応じて連携をとることが望ましい。

問3：施設入所等児童等の定義、措置入所等障害者・高齢者の定義について、「2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き」、「一時保護委託がされている者を除き」などと記載があるが、一時保護や短期入所の者は一切対象にならないのか。

(答)

- 2月以内の一時保護の場合、そのまま入所せず自宅に戻ることも想定され、給付金支給の重複を防ぐために設定した期間であるため、原則は対象とならない。
- ただし、2月以内の一時保護や短期入所の者であっても、引き続き入所等することが予想される者や、入所措置等が採られている者などと同視できると判断できる場合には、各地方公共団体の判断により柔軟に対応されたい。

問4：4月30日までに施設入所等児童等に該当することとなった児童等の保護者や、措置入所等障害者・高齢者の養護者に対し、当該児童等、障害者・高齢者の分の給付金が支給されてしまった場合、当該児童等、障害者・高齢者には給付金が支給されないのか。

(答)

- 支給停止が間に合わず、保護者、養護者に対して給付金が支給されてしまったとしても、当該児童等、障害者・高齢者に対し給付金を支給する。
- なお、5月1日以降に施設入所等児童等に該当することとなった児童等の保護者に既に当該児童等の分の給付金が支給された場合には、4月27日付け事務連絡のとおり、当該児童等に対して支給は行わないこととする。

問5：措置入所等障害者・高齢者について、施設等所在市区町村と住民票所在市区町村が異なる場合はどうすればよいか。

(答)

- 入所等の措置を講じた市町村において、住民票所在市区町村に対し「措置入所等障害者・高齢者リスト」にて情報提供を行い、当該養護者に対して給付金の支給を停止し、原則どおり住民票所在市区町村において支給することとする。
- なお、都道府県を介することなく、各市区町村間で情報提供することとし

て差し支えない。

問6：世帯主が措置入所等障害者・高齢者である場合の取扱いはどうなるのか。

(答)

- 本来であれば世帯主である措置入所等障害者・高齢者に対し世帯構成員分も記載した申請書を送付することが想定されるが、措置入所等が採られているという事情等に鑑み、当該障害者・高齢者のみの申請書、世帯主を除く世帯員のみの申請書をそれぞれに送付することも差し支えない。
- 世帯員のみの申請書を作成する際には、当該世帯員の中から、便宜上、申請・受給者の欄に世帯員を一名記載して送付するなどの方法が考えられる。

問7：施設入所等児童等に係る給付金については、その保護者から申請があった場合でも、当該保護者には支給せず、当該施設入所等児童等に支給するとしているが、保護者の手元に渡らないようにどのような管理が求められるか。

(答)

- 児童手当等の取扱いと同様、今回の特別定額給付金制度の趣旨に鑑み、施設設置者等の適切な管理のもと、当該施設入所等児童等のために使用される必要がある。